登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託総合評価技術審査委員会設 置要綱

(設置)

第1条 本市が発注する登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託(以下「本委託」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)を実施するに当たり、学識経験者の意見聴取を行うため、登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託総合評価技術審査委員会(以下「技術審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 技術審査委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べる。
 - (1) 落札者決定基準に関すること。
 - (2)技術点の評価に関すること。
 - (3) 落札者の決定に関すること。(前号の落札者決定基準に係る意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限る。)
 - (4) その他本委託に係る総合評価一般競争入札について必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 技術審査委員会は、委員3名以上をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 技術審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、技術審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員の任期は、市長が委嘱した日から本委託の契約を締結した日までとする。 (会議)
- 第4条 技術審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 技術審査委員会の会議は、全員出席しなければ開催することができない。
- 3 技術審査委員会の会議は、非公開とする。 (守秘義務)
- 第5条 委員は、評価及び落札者の提案内容等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 技術審査委員会の庶務は、総務部契約グループ内に事務局を設置し、これを 処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。